

# 定 款

株式会社エリツツホールディングス

## 第1章 総 則

### (商 号)

第 1 条 当社は、株式会社エリッツホールディングスと称し、英文では、Elitz Holdings Co., Ltd. と表示します。

### (目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営む会社の株式または持分を保有することによる当該会社の事業活動を支配・管理すること、ならびに次の事業を営むことを目的とします。

- (1) 不動産の仲介および売買
- (2) マンションの賃貸および管理業
- (3) 不動産の賃貸および管理業
- (4) 広告宣伝情報に関する出版物の発行
- (5) 建築工事、電気工事、管工事、内装仕上工事の設計、施工、監理および請負
- (6) 建築構造物の増築および修繕
- (7) 自動車リース業
- (8) 物品のリース業
- (9) 損害保険代理業
- (10) フランチャイズ事業の運営およびコンサルタント業
- (11) 引越し業および引越しの斡旋業
- (12) 古物売買業
- (13) 一般貨物自動車運送事業
- (14) 貨物軽自動車運送事業
- (15) シェアサイクル事業
- (16) 賃貸不動産の賃貸借に対する賃料保証業務
- (17) 賃貸建物の賃貸人に対する空家期間の家賃保証並びに建物賃貸の支払保証、管理および保全に係る費用の負担に関する業務
- (18) 農産物の生産・加工および販売
- (19) ホテル・旅館の経営・運営および管理
- (20) 労働者派遣事業および有料職業紹介事業
- (21) 電気およびガスの売買事業およびその代理、代行、仲介
- (22) 不動産特定共同事業法に基づく不動産特定共同事業
- (23) 日常生活をサポートする商品およびサービスの提供、情報配信、斡旋、コンサルタント業務
- (24) コールセンターの運営および管理ならびにそれらの受託
- (25) マーケティングリサーチ業
- (26) 物品販売業
- (27) 通信販売業
- (28) システムの開発および販売

(29) 不動産の賃貸借における賃料債務等の立替払い

2 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を京都市に置きます。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役会、監査役会、会計監査人を置きます。

(公告方法)

第 5 条 当社の公告は、電子公告により行います。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、9,211,200 株とします。

(自己株式の取得)

第 7 条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができます。

(単元株式数)

第 8 条 当社の 1 単元の株式数は、100 株とします。

(単元未満株主の権利制限)

第 9 条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置きます。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定します。

3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱いません。

(株式取扱規程)

第 11 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料その他株主権利の行使の手続きについては、法令および本定款に定めるもののほか、取締役会において定める「株式取扱規程」によります。

## 第 3 章 株主総会

### (招 集)

第12条 定時株主総会は毎事業年度終了後3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集します。

### (基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とします。

### (招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長が招集し、議長となります。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序によって、他の取締役が招集し、議長となります。

### (電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとします。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができます。

### (議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。

2 前項の場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければなりません。

### (決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行います。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行います。

## 第4章 取締役および取締役会

### (取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は、10名以内とします。

### (取締役の選任)

第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任します。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行います。

3 取締役の選任決議は、累積投票によりません。

### (取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満

了する時までとします。

#### (代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定します。

2 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行します。

3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができます。

#### (取締役会の招集権者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となります。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序によって、他の取締役がこれを招集し、その議長となります。

#### (取締役会の招集)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に発します。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができます。

#### (取締役会の決議の方法)

第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

#### (取締役会の決議の省略)

第25条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなします。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではありません。

2 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役規程によります。

#### (取締役の報酬)

第26条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定めます。

#### (取締役の責任免除)

第27条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含みます。）の会社法第423条第1項の損害責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害責任額から法令に定める最低限度額を控除して得た額を限度として免除することができます。

## 第5章 監査役

#### (監査役の数)

第28条 当社の監査役は5名以内とします。

#### (監査役の選任)

第29条 監査役は、株主総会の決議によって選任します

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行います。

#### (監査役の任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとします。

#### (常勤監査役)

第31条 監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選定します。

#### (監査役会の招集通知)

第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発します。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができます。

#### (監査役会の決議の方法)

第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行います。

#### (監査役会の議事録)

第34条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印します。

#### (監査役会規程)

第35条 監査役に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程によります。

#### (監査役の報酬)

第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定めます。

#### (監査役の責任免除)

第37条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含みます。）の会社法第423条第1項の損害責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害責任額から法令に定める最低限度額を控除して得た額を限度として免除することができます。

## 第6章 会計監査人

#### (会計監査人の選任)

第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任します。

#### (会計監査人の任期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなします。

#### (会計監査人の報酬等)

第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定めます。

## 第7章 計 算

### (事業年度)

第41条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとします。

### (剰余金の配当等)

第42条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」といいます。）を支払います。

### (中間配当金)

第43条 当会社は、取締役会の決議により、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し会社法第454条第5項に定める中間配当金を配当することができます。

### (期末配当金の除斥期間)

第44条 期末配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れます。

2 未払の期末配当金には利息をつけません。

以上